

相談
無料

中央区 出張経営相談 (創業前)

特定創業支援等事業対象

完璧なフォームで
スタートラインに立つ！

ポイント1

専門家（中小企業診断士）を派遣。
創業に関する相談を年度内5回まで
無料で相談できる！

- ◆ 創業計画書作成
 - ◆ 創業手続き方法
 - ◆ 融資・補助金による資金調達
 - ◆ 税務
 - ◆ 労務
 - ◆ 人材採用
 - ◆ HP作成
 - ◆ IT活用による経営効率化
 - ◆ 販路開拓
- その他、創業に必要な知識を幅広く身につけられます。

ポイント2

ご自宅や区内のカフェ等で相談できる！
土日祝日・オンラインでも対応可能！
※ご対応できない場合があります。
詳しくは担当の相談員にご確認ください。

対象者・申込方法・特定創業支援等事業についてはウラハ

中央区内で創業を予定されている方。

ご利用
できる方

【注意】既に法人登記されている方、個人事業の開業届を提出されている方、事業収入がある方は対象ではありません。
また、2事業目以降の創業も対象ではありません。

申込から
実施まで

LoGoフォームでの電子申請なら手続きがカンタン！
フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。
※FAXやメールでの送信、区役所窓口での提出も可能です。
HPから「出張経営相談依頼票（創業前）」をダウンロードして
必要事項を記入し、担当窓口までご提出ください。

申込が完了したら、お客様と専門家（中小企業診断士）で
相談日時と場所を調整していただきます。相談当日に専門家が指定
の場所までお伺いし、ご相談に応じます。

オンラインでも対応可能です。※最低1回は対面で相談を行ってください。

【注意】ご相談の時間・場所ご希望に添えない場合があります。

1か月以上の期間をかけ、4回以上相談をご利用いただくと、
特定創業支援等事業の支援を受けたことによる証明書の申請が
できるようになります。

特定創業
支援等
事業に
ついて

- ・ 法人登記時における登録免許税の軽減措置
 - ・ 一部の補助金における優遇措置
 - ・ 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付金利引き下げ
- などの優遇措置を受けることができます。

【注意】

- ・ 相談中に創業された場合（法人登記、開業届の提出、会計行為の発生等）、証明書を発行することができません。
- ・ 証明書を発行するためには、相談終了後にお客様から申請をしていただく必要があります。

お問い合わせは
こちら



出張経営相談HP



出張経営相談

申込用LoGoフォーム



申込（創業前）

特定創業支援等事業について



特定創業支援

問合せ先：中央区民部商工観光課相談融資担当 ☎03(3546)5330

業務委託先：特定非営利活動法人東京都中央区中小企業経営支援センター

(NPOちゅうおう経営支援)